

令和 6 年度 職業訓練指導員試験案内

埼玉県

この試験は、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員の免許を取得する資格を得るために行うもので、合格者には申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

(注 この試験は資格試験であって、埼玉県職員の採用試験ではありません。)

特典

- ・免許取得者は、その職種について技能検定（1級・2級・3級・単一等級）を受けるとき、学科試験の全部が免除になります。
- ・免許取得後、1年間の実務経験で1級の技能検定が受けられます。
- ・労働安全衛生法に基づく資格を取得する場合に、該当職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。
- ・自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による2級又は3級の技能検定を受けるとき、学科試験（保安基準、その他の自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除されます。

1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則別表第1 1に掲げる職種（7ページ参照）

2 試験科目

学科試験のうち**指導方法**

（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導、職業能力開発関係法規）

※(財)職業訓練教材研究会発行「職業訓練における指導の理論と実際」**12訂版**の内容に準じます。（7ページ参照）

3 受験資格

実技試験の全部及び学科試験（関連学科）が免除される方（4ページ別表1参照）

ただし次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられた方
- ・ 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、当該取り消しの日から2年を経過しない方

4 試験の実施日時及び場所

- (1) 令和6年8月3日（土） 午前10時～11時（開場：午前9時40分）
- (2) さいたま共済会館 6階大ホール（601・602会議室）
さいたま市浦和区岸町7-5-14（案内図については8ページ参照）
※会場に直接問い合わせをしないでください。

5 受験申請手続

(1) 電子申請の場合

ア 必要書類（8ページ「受験申請に必要な提出書類」参照）

- ① 受験資格を証明する書類（技能検定合格証書、資格免許証等の画像またはPDFデータ）
※整備士手帳、技能士手帳は証明書類になりません。
- ② 写真（申請日前6か月以内に撮影した正面向・脱帽・上半身像の画像データ）

イ 申請方法

右の二次元コードまたは下記サイトより必要事項を入力し、提出書類のデータを添付し、申請してください。審査後、受験手数料の支払いについては、メールで御案内します。期日までに受験手数料をクレジットカードまたはペイジーでお支払いください。なお、申請後1週間が経過してもメールでの連絡がない場合は、お手数ですが8ページ連絡先へ御連絡ください。



※期日までに手数料が支払われなかった場合、申請は取り消されます。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=72658)

(2) 申請書による申請の場合（来庁のみ）

ア 必要書類（8ページ「受験申請に必要な提出書類」参照）

- ① 職業訓練指導員試験受験申請書・受験票・写真票
- ② 履歴書（申請書裏面）（「受験資格免許等・最終学歴」は必ず記入）
- ③ 受験資格を証明する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写しなど）
※整備士手帳・技能士手帳の写しは、証明書類になりません。
- ④ 写真2枚（縦4cm×横3cm、[申請日前6か月以内に撮影した正面向・脱帽・上半身像]
写真裏面に受験職種名・氏名を記入し、申請書及び写真票に貼付）
- ⑤ 定型封筒1枚（合否通知用 定形サイズ「長形3号」＝長さ23.5cm×幅12cm
表に受験者の郵便番号、住所、氏名を記入し、84円切手を貼付）
- ⑥ 63円切手1枚（受験票に貼付）

イ 申請方法

事前に電話予約をした上で、必要書類及びキャッシュレス決済に対応した支払い方法を御準備いただき、来庁ください。書類確認及び受験手数料支払い手続きのため、申請受付に20分前後お時間をいただきます。

【提出先】埼玉県産業労働部産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当
埼玉県庁 本庁舎5階西側

【受付時間】午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

※窓口での現金支払いはできません。キャッシュレス決済に対応した支払い方法については右上の二次元コードまたは下記サイトで御確認ください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuressu.html>)



6 受験手数料

3,100円

ただし、指導方法の受験が免除となる場合（受験免除者）は、手数料は不要です。
電子申請による申請の場合、上記手数料の他、合否通知用切手代84円が加算されます。
※受験申請書を受理した後は、いかなる理由があっても、手数料等の返還は行いません。

7 受験申請受付期間

令和6年6月3日（月）から6月28日（金）まで

8 受験票の交付

受験申請書を受理後、申請書で申込まれた方には後日受験票を返送します。電子申請で申込まれた方には後日受験票ダウンロードについて御案内します。

試験日1週間前までに到着、案内がない場合は、お問い合わせください。（8ページ参照）

9 試験方法及び合否判定の基準

学科試験（指導方法）について、択一式で20問出題します。
満点の6割以上の得点がある場合に、合格となります。

10 合格発表

令和6年8月23日（金） ※受験者には合否の結果を直接通知します。

発表日から1週間、県庁本庁舎1階南玄関の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県産業人材育成課の下記ホームページでも合格者の受験番号を掲載します。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/>)

なお、電話でのお問い合わせには一切お答えできませんので、御了承ください。

11 得点の開示について

埼玉県では、当該試験に関する得点の開示を次のとおり行います。

開示請求できる方	開示期間	開示場所	必要書類
受験者本人のみ	令和6年8月23日（金） ～令和7年2月25日（火）	県政情報センター （衛生会館1階）	受験票

なお、受付は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日～1月3日を除く、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）です。

電話でのお問い合わせには一切お答えできませんので、御了承ください。

12 試験の実施について

感染症等の感染拡大の状況や悪天候、事故などで試験の延期や中止等になる場合は、県産業人材育成課のホームページでお知らせします。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/sidouinsiken/>)

13 注意事項

(1) 体調不良等について

インフルエンザや感染症等に罹患し治癒していない方や発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害等の症状がある方は、受験をお控えください。

なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。また、受験手数料の返金はいたしません。

(2) その他

受付や退出の際に、試験員の指示でお待ちいただく場合があります。

試験会場では、受験者同士で集まること、私語や大声で話すことなどはお控えください。

試験室は換気のため、試験中も適宜窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう、服装には注意してください。

別表1 受験資格及び試験の免除の範囲（主なもの）

（注）○印は免除される範囲を示す

免許職種	受験資格	免除の範囲		
		実技試験	学科試験	
			関連学科	指導方法
全職種の中で、 職業能力開発促進法に規定する 技能検定職種に 対応するもの 〔 6 ページの 別表2を参照 〕	職業能力開発促進法による1級又は単一等級の技能検定に合格した者（技能検定合格証書の写しが必要）	○	○	
	職業能力開発促進法による2級の技能検定に合格した者（技能検定合格証書の写しが必要）のうち、 (1) 大学において関連学科を修めて卒業し、その後1年以上の実務の経験を有する者 (2) 高等専門学校において関連学科を修めて卒業し、その後2年以上の実務の経験を有する者 履修内容・実務経験を確認します。該当する場合には事前にご相談ください。	○	○	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成12年省令改正前の一級四輪自動車整備士又は昭和53年省令改正前の二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	
航空機整備科	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	

免許職種	受験資格	免除の範囲		
		実技試験	学科試験	
			関連学科	指導方法
介護サービス科	<p>次のアからシに該当する者</p> <p>ア 児童福祉法による保育士登録証を有する者で、実務経験（*）を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>イ 保健師助産師看護師法による保健師免許を有する</p> <p>ウ 保健師助産師看護師法による助産師免許を有する</p> <p>エ 保健師助産師看護師法による看護師免許を有する</p> <p>オ 保健師助産師看護師法による准看護師免許を有し、実務経験（*）を有する</p> <p>カ 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有し、実務経験（*）を有するか、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>キ 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士の免許を有する者で、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>ク 理学療法士及び作業療法士法による作業療法士の免許を有する者で、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>ケ 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者で、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>コ 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士登録証を有する</p> <p>サ 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>シ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者で、実務経験（*）を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>（*）介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する</p> <p>（※）社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当（いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了）</p>	○	○	

注1 交付手続中の合格証書が今回の受験申込期限までに交付されないことが明らかな場合、それに代わる書類（合格通知書や合格証明書など）で合格していることが確認できれば、合格証書を有するものとみなされます。ただし、技能検定合格者は、技能検定合格証書の写し以外の書類で代用することはできません。※整備士手帳・技能士手帳の写しは、証明書類になりません。

注2 いずれかの受験資格に該当し、かつ、他職種の職業訓練指導員免許証を既に取得している場合は、実技試験・関連学科・指導方法の全てが免除となります。

この場合、受験申請（職業訓練指導員免許証の写しは必要・受験手数料は不要）の手続を行うだけで、受験免除者となり、合格となります。

別表2 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾	石材科	石材施工
造園科	造園		コンクリート積みブロック施工
森林環境保全科			麺科
鉄鋼科	金属溶解	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
鑄造科	金属溶解、鑄造、粉末冶金、ダイカスト	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
鍛造科	鍛造	水産物加工科	水産練り製品製造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	発酵科	みそ製造、酒造
塑性加工科	金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金	建築科	建築大工、枠組壁建築、サッシ施工、建築図面製作、バルコニー施工
構造物鉄工科	鉄工	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、建築図面製作、バルコニー施工
金属表面処理科	めつき、アルミニウム陽極酸化処理	とび科	とび
機械科	機械加工、放電加工、非接触除去加工、金型製作、工業彫刻、仕上げ、機械検査、切削工具研削、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
		屋根科	かわらぶき
電子科	電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、電子回路接続	スレート科	スレート施工
		建築板金科	建築板金
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図、シーケンス制御	防水科	防水施工
		サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工
自動車製造科	内燃機関組立て	畳科	畳製作
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	インテリア科	内装仕上げ施工、表装
造船科	鉄工、船舶ぎ装	床仕上げ科	内装仕上げ施工
時計科	時計修理	表具科	表装
光学ガラス科	光学機器製造、眼鏡レンズ加工	左官・タイル科	左官、タイル張り
光学機器科	光学機器製造	築炉科	れんが積み、築炉
理化学機器科	家庭用電気治療器調整	ブロック建築科	れんが積み、ブロック建築、エーエルシーパネル施工
製材機械科	切削工具研削、製材のこ目立て		熱絶縁科
内燃機関科	内燃機関組立て	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
建設機械科	建設機械整備	配管科	配管、浴槽設備施工
農業機械科	農業機械整備	住宅設備機器科	
縫製機械科	縫製機械整備	さく井科	さく井、ウェルポイント施工
織機調整科	織機調整	土木科	ウェルポイント施工
染色科	染色	建築物設備管理科	ビル設備管理
ニット科	ニット製品製造	化学分析科	化学分析
洋裁科	婦人子供服製造	公害検査科	
洋服科	紳士服製造	木材工芸科	漆器製造
縫製科	布はく縫製	竹工芸科	竹工芸
和裁科	和裁	漆器科	漆器製造
寝具科	寝具製作	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
帆布製品科	帆布製品製造	印章彫刻科	印章彫刻
木型科	木型製作	塗装科	塗装、塗料調色
木工科	製材のこ目立て、木工機械整備、機械木工、家具製作、建具製作	広告美術科	広告美術仕上げ
		義肢装具科	義肢・装具製作
工業包装科	工業包装	写真科	写真
紙器科	紙器・段ボール箱製造	日本料理科	調理
製版・印刷科	版下製作、プリプレス（旧製版）、印刷	中国料理科	
製本科	製本	西洋料理科	
プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形	フラワー装飾科	フラワー装飾
ガラス科	ガラス製品製造	メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御
ほうろう製品科	ほうろう加工	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
陶磁器科	陶磁器製造		

注) 技能検定職種の「電子回路接続」と「バルコニー施工」は、試験免除（実技・関連学科）の対象とはなりません。

【参考】 職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる職種

(123職種)

園芸科	時計科	製本科	表具科	デザイン科
造園科	光学ガラス科	プラスチック製品科	左官・タイル科	義肢装具科
森林環境保全科	光学機器科	レーザー加工科	築炉科	電気通信科
鉄鋼科	計測機器科	ガラス科	ブロック建築科	電話交換科
鑄造科	理化学機器科	ほうろう製品科	熱絶縁科	事務科
鍛造科	製材機械科	陶磁器科	冷凍空調機器科	貿易事務科
熱処理科	内燃機関科	石材科	配管科	流通ビジネス科
塑性加工科	建設機械科	麺科	住宅設備機器科	写真科
溶接科	農業機械科	パン・菓子科	さく井科	介護サービス科
構造物鉄工科	縫製機械科	食肉科	土木科	理容科
金属表面処理科	織布科	水産物加工科	測量科	美容科
機械科	織機調整科	発酵科	建築物設備管理科	ホテル・旅館・レストラン科
電子科	染色科	建築科	ボイラー科	観光ビジネス科
電気科	ニット科	枠組壁建築科	クレーン科	日本料理科
コンピュータ制御科	洋裁科	とび科	建設機械運転科	中国料理科
発電電科	洋服科	建設科	港湾荷役科	西洋料理科
送配電科	縫製科	プレハブ建築科	化学分析科	臨床検査科
電気工事科	和裁科	屋根科	公害検査科	フラワー装飾科
自動車製造科	寝具科	スレート科	木材工芸科	メカトロニクス科
自動車整備科	帆布製品科	建築板金科	竹工芸科	情報処理科
自動車車体整備科	木型科	防水科	漆器科	フォークリフト科
航空機製造科	木工科	サッシ・ガラス施工科	貴金属・宝石科	建築物衛生管理科
航空機整備科	工業包装科	畳科	印章彫刻科	福祉工学科
鉄道車両科	紙器科	インテリア科	塗装科	
造船科	製版・印刷科	床仕上げ科	広告美術科	

【参考】

「指導方法」の試験参考書

「職業訓練における指導の理論と実際」(12訂版)

発行者 一般財団法人 職業訓練教材研修会

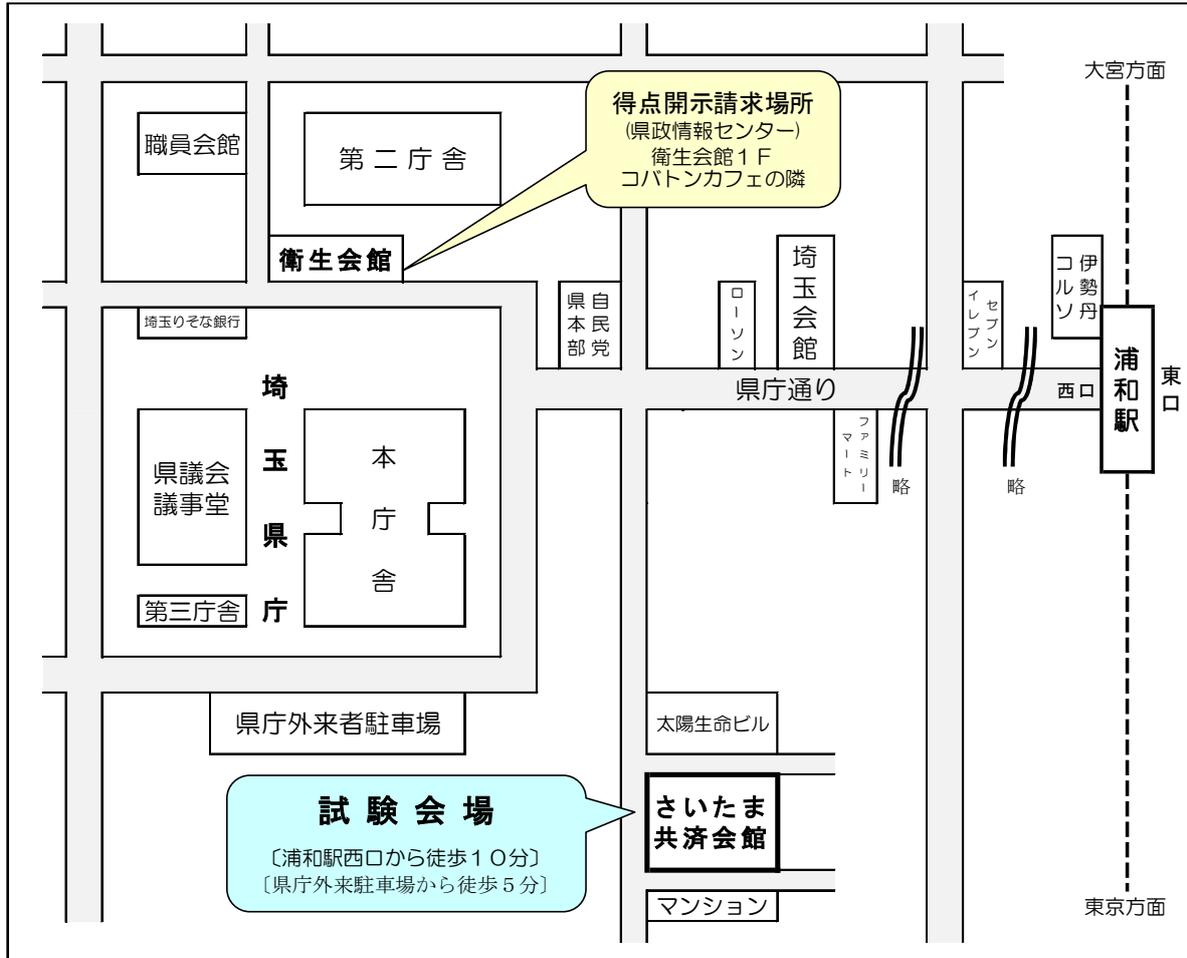
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-15-10

電話：03-3203-6235

<http://www.kyouzaiken.or.jp>



試験会場 ・ 得点開示請求会場 案内図



【受験申請に必要な提出書類（提出前に確認してください）】

必要書類	受験者		受験免除者	
	電子申請	来庁	電子申請	来庁
職業訓練指導員試験受験申請書（全項目を全て記入）	—	◎	—	◎
受験票（63円切手貼付[郵便番号・住所・氏名・受験職種記入]）	—	◎	—	—
写真票（写真貼付[受験職種・氏名記入]）	△	◎	—	—
裏面履歴書（「受験資格免許等・最終学歴」は必ず記入）	—	◎	—	◎
受験資格を証明する書類（技能検定合格証書の写しなど） 【実技試験の全部・学科試験（関連学科）免除の証明書類の写し [P.4別表1]】	○	◎	○	◎
可否通知用定形封筒1枚 （84円切手貼付[郵便番号・住所・氏名記入]）	—	◎	—	◎

○：画像またはPDFデータ △：画像データ ◎：紙等

※「受験免除者」とは、5ページの注2に該当する場合です。

この試験についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁本庁舎5階西側
 埼玉県産業労働部産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当
 電話 048-830-4598
 FAX 048-830-4853

問い合わせ受付時間：平日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）